

小児慢性特定疾病医療費助成制度 新規申請される方へ

1 小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けるには

京都府内（京都市除く）に住所を有し、下記のような疾患について医療機関で医療を受けている18歳未満（継続については20歳未満まで）の児童に対して、一部自己負担を除き医療費が公費負担されます。（保険適用分に限る。）

2 対象となる疾患（該当については主治医にお尋ねください。）

1. 悪性新生物
2. 慢性腎疾患群
3. 慢性呼吸器疾患群
4. 慢性心疾患群
5. 内分泌疾患群
6. 膠原病
7. 糖尿病
8. 先天性代謝異常
9. 血液疾患群
10. 免疫疾患群
11. 神経・筋疾患群
12. 慢性消化器疾患群
13. 先天異常症候群
14. 皮膚疾患群

3 提出先

京都府中丹東保健所又は綾部地域総務室（綾部総合庁舎内）（受付時間：8：30～17：00）

4 必要書類

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新様式）

② 市町村民税課税証明書（明細がわかるもの）

・被用者保険の方

（協会けんぽ、企業の健保、共済など国保以外の保険）の方は被保険者分のみ

・国民健康保険組合の方は、住民票同一世帯で同一保険加入者全員分

・市町村国保の方（国民健康保険組合に同じ）

・生活保護受給者の方 生活保護受給証明書

（注意：給与所得に係る決定通知書は受付できません。）

③ 医療意見書（指定医療機関の指定医において作成）

「医療意見書作成の依頼について」を指定医療機関に提出してください。

※指定医療機関を追加される場合は、「医療機関追加申請書」を追加される医療機関に提出し同一疾病名の治療である証明をもらってください。

※新たな疾病で受診される場合は、新たな医療意見書が必要です。

④ 健康保険証の写し

被用者保険の方は、被保険者の氏名が確認できるもの

国民健康保険および国民健康保健組合の方は、加入者全員の氏名が確認できるもの

⑤ 医療意見書の研究利用についての同意書

⑥ 同意書（高額療養費適用区分に係る保険者照会用）

⑦ 印鑑をお持ちください。

◆重症認定を受けられる方は、①から⑦の他に「重症認定申請書」

（身体障害者手帳又は障害厚生年金証書をお持ちの方は写しも提出して下さい）

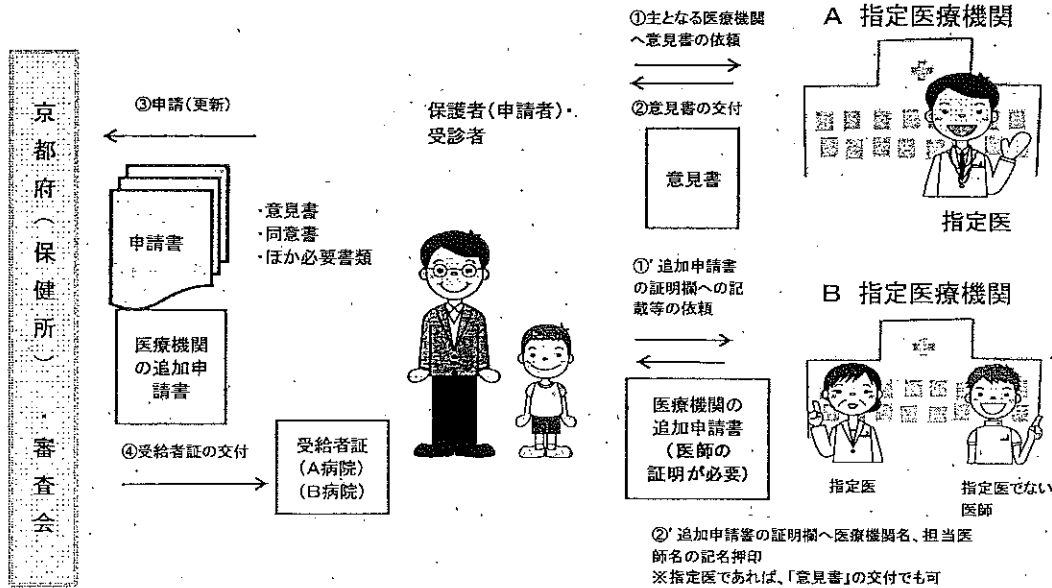
◆人工呼吸器等を装着されている方は、①から⑦の他に「重症認定申請書」と「人工呼吸器等装着者申請書」

*（意見書作成と同時に医療機関で記入）の提出が必要です。

※平成28年1月1日から個人番号（マイナンバー）法が施行され、申請書に個人番号（マイナンバー）を記入していただくことになりました。については、個人番号（マイナンバー）の確認及び本人確認のため、通知カード（又は個人番号カード）及び運転免許証並びに健康保険証をご持参ください。

同一疾病で、複数の指定医療機関(病院・診療所)を利用する場合の取扱い

現行制度では、複数の医療機関を利用される場合、医療機関ごとに意見書を提出していただきましたが、新しい制度では、主となる医療機関の意見書(指定医が作成することが必要)を提出いただき、2つ目以降の医療機関は、医師の証明がある「追加申請書」を提出していただくことで、複数の医療機関を利用することができます。



5 申請者について

- ・被用者保険の方は、階層区分の算定の基礎となる「被保険者」を申請者としてください。ただし、単身赴任で別居されているなど事情がある場合は、被保険者でない父母のいずれか(または、父母以外で受診者を保護する者(以下同じ))を申請者とすることも可能です。
- ・受診者本人が被保険者の場合は、父母のいずれかを申請者としてください。
- ・国民健康保険の方は、父母のいずれかを申請者としてください。

「重度かつ長期」についてのお知らせ

「重度かつ長期」とは、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない場合で、月額自己負担上限額を軽減できる制度です(階層によっては「一般」と同額の場合あり)。具体的には、小児慢性特定疾病医療費(平成27年1月1日開始)として、申請月以前に医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合に申請できます。申請に必要な書類等は今後、厚労省から示される予定ですので、該当となられる場合は、平成27年7月以降にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

京都府中丹東保健所 保健室 健康支援担当

〒624-0906 舞鶴市倉谷村西1499

TEL: 0773-75-0806 FAX: 0773-76-7746

市町村民税課税証明書について

市町村民税所得割額等を証明する書類（該当のものをご提示ください）

- ① 生活保護法の被保護世帯の方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方は、受給証明書を提出してください。
- ② ①以外の方は、平成26年度の市町村民税課税証明書（全項目証明に限る）を提出してください。（市役所・町役場の市民窓口などで発行）
- ③ 市町村民税が課税されていない方で、以下の年金、手当等を受給されている場合は、②に加えて年金・手当の証書の写し、又は支払（改定）通知書の写し等の金額がわかるものを提出してください。
 - ・ 障害（遺族）基礎年金、障害（遺族）厚生年金、障害（遺族）共済年金等の公的年金
 - ・ 特別障害者手当、障害児童福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当

※市町村民税が課税されていない場合は、必ず、平成26年度の市町村民税課税証明書（全項目証明）を提出してください。（金額が空白の証明書は不可です）

金額が空白の市町村民税課税証明書の取扱いについて

所得がない方や市町村民税が課税されていない方で、課税資料を市町村に提出されていない場合、所得証明書又は課税証明書の所得金額や年税額等の欄はすべて空白となり、その他の事項欄に「市・府民税は平成〇年〇月〇日（証明発行）現在、課税されていません」と表示されます。

お住まいの市役所等の市民税課等に、所得の金額（0円）を含む等を記入した市町村民税の申告書を提出していただくと、一定期間で所得の金額や年税額等（これらの金額が0円の場合を含む）の欄に印字された証明書が発行されますので、印字のある証明書を提出してください。